

2024年2月4日更新

**輸入ライセンスが必要な製品**

	製品名	ライセンス発給機関
1	家畜および畜産物製品	獣医局（DVS）
2	魚および魚加工品	獣医局（DVS）
3	砂糖およびその加工品	農業・食品庁（AFA）
4	乳製品	農業・食品庁（AFA）と獣医局（DVS）
5	コーヒー	農業・食品庁（AFA）
6	お茶	農業・食品庁（AFA）
7	薬	薬・毒物委員会（PPB）
8	石油製品	エネルギー・石油規制庁（EPRA）
9	オゾン層破壊物質	国家環境管理庁（NEMA）
10	花火	石油・鉱物省
11	照射装置と放射性物質	放射線防護委員会（RPB）
12	ワシントン条約対象製品	ケニア野生生物庁（KWS）